

平成28年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成28年6月8日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁

7 番 飯 嶋 正 利
 9 番 太 田 將 範
 11 番 島 田 和 雄
 13 番 伊 藤 房 代
 15 番 向 後 悦 世
 17 番 滑 川 公 英
 19 番 佐久間 茂 樹
 21 番 高 橋 利 彦

8 番 宮 澤 芳 雄
 10 番 伊 藤 保
 12 番 平 野 忠 作
 14 番 林 七 巳
 16 番 景 山 岩三郎
 18 番 木 内 欽 市
 20 番 林 俊 介
 22 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 多 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 浪 川 昭
 企画政策課長 横 山 秀 喜
 税 務 課 長 渡 邊 満
 環 境 課 長 井 上 保 巳
 健康管理課長 浪 川 勝 子
 子 育 て 支 援 課 長 大 矢 淳
 商工観光課長 向 後 嘉 弘
 建 設 課 長 加 瀬 喜 弘
 下 水 道 課 長 高 野 和 彦
 消 防 長 品 村 順 一
 庶 務 課 長 角 田 和 夫
 生涯学習課長 高 木 昭 治
 監 査 委 員 会 長 高 安 一 範

副 市 長 加 瀬 寿 一
 秘書広報課長 飯 島 茂
 総 務 課 長 加 瀬 正 彦
 財 政 課 長 伊 藤 憲 治
 市民生活課長 大 木 廣 巳
 保険年金課長 高 木 松 夫
 社会福祉課長 岩 井 正 和
 高 齢 者 福 祉 課 長 宮 内 隆
 農 水 産 課 長 宮 負 賢 治
 都市整備課長 川 口 裕 司
 会 計 管 理 者 島 田 知 子
 水 道 課 長 加 瀬 宏 之
 学校教育課長 石 見 孝 男
 体育振興課長 加 瀬 英 志
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 相 澤 薫

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いします。

市の広報及び報道関係の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了承を願いたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（平野忠作） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成28年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（平野忠作） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による、人事の紹介をいたします。

伊藤憲治財政課長。

渡邊満税務課長。

浪川昭行政改革推進課長。

岩井正和社会福祉課長。

高木松夫保険年金課長。

浪川勝子健康管理課長。

宮負賢治農水産課長。

加瀬喜弘建設課長。

井上保巳環境課長。

加瀬宏之水道課長。

相澤薫農業委員会事務局長。

島田知子会計管理者。

高安一範監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承願います。

◎日程第３ 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（平野忠作） 日程第３、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました、全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、林正一郎議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林正一郎議員、前のほうにお進み願います。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（平野忠作） ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前１０時 ５分

再開 午前１０時 ６分

○副議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました、平野忠作議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

平野忠作議員、前のほうにお進み願います。

(副議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手)

○副議長（島田和雄）　ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩　午前１０時　８分

再開　午前１０時　９分

○議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました、全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、島田和雄議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

島田和雄議員、前のほうにお進み願います。

(議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手)

◎日程第４　議長報告事項

○議長（平野忠作）　日程第４、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第５　会議録署名議員の指名

○議長（平野忠作）　日程第５、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

５番、宮内保議員、７番、飯嶋正利議員、以上の２名の議員を指名いたします。

◎日程第 6 会期の決定

○議長（平野忠作） 日程第 6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 23 日までの 16 日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 23 日までの 16 日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力の
ほどよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 12 号まで
の 12 議案と報告第 1 号から報告第 4 号までの報告 4 件であります。

配付漏れは、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 7 議案上程

○議長（平野忠作） 日程第 7、議案上程。

議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案と報告第 1 号から報告第 4 号までの報告 4 件を一
括上程いたします。

議案第 1 号 平成 28 年度旭市一般会計補正予算の議決について

- 議案第 2 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-1 型） 1 台）
- 議案第 5 号 財産の取得について（はしご付消防自動車 1 台）
- 議案第 6 号 財産の取得について（高規格救急自動車 1 台）
- 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（旭市立第一中学校校舎大規模改造工事）
- 議案第 8 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 9 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 10 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 27 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 27 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（平野忠作） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成28年旭市議会第 2 回定例会を招集し、平成28年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ9億200万円を追加し、予算の総額を291億7,200万円とするものであります。

議案第2号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市医師会と匝瑳医師会が合併し、旭匝瑳医師会が発足したことにより所要の改正を行うものであります。

議案第4号から議案第6号までは、財産の取得についてでありまして、議案第4号は、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台の購入について、議案第5号は、はしご付消防自動車1台の購入について、議案第6号は、高規格救急自動車1台の購入について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第7号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事について、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、渡邊満氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第9号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、鏑木俊一氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第10号から議案第12号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第10号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、議案第11号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成27年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成27年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号及び報告第4号は、専決処分の報告についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成27年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成27年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成27年度の一般会計は、概算で歳入総額314億4,600万円、歳出総額286億3,800万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は24億6,600万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についてもおおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

水田農業については、5月13日に、国、県による飼料用米推進キャラバンが本市を訪れ、取り組みの拡大について要請を受けたところであります。

本市においては、米価下落対策として有効とされる飼料用米の推進、作物の収入減少影響緩和対策いわゆるナラシ対策等について、さらに力を入れ、併せて県が創設した飼料用米・加工用米流通加速化事業を活用し、取り組み農家を支援してまいります。

園芸については、「新輝け！ちばの園芸」や「園芸施設省エネルギー化推進事業」等、県の補助事業を活用し、生産力の強化拡大に必要な施設や管理機械等の整備、経費節減を進める農家を支援し、施設園芸の一大産地としてさらなる発展を目指してまいります。

圃場整備事業については、平成19年度から、整備を進めてまいりました万力Ⅱ期地区面工事の完了の見通しがついたことから、本日午後に、干潟公民館において、換地計画を決定するための権利者会議が開催されます。また、飯岡西部地区、春海地区、豊和地区の面工事については、現在、県が施工中であり、今後も事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

T P P対策については、国が創設した補助事業を活用し、農産関係では、農産物の高収益化を図るための「産地パワーアップ事業」により、ちばみどり農業協同組合が行う飯岡支店脇の集出荷施設と貯蔵施設の整備を支援いたします。

畜産・酪農関係では、収益の向上を図るための「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」により、家畜飼養管理施設等の整備を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券の発行事業については、旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で、併せて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。商

業を取り巻く環境は、依然、消費低迷により厳しい状況が続いており、この施策により、商店街等の活性化や消費拡大が図られるよう、引き続き支援してまいります。

創業者支援事業については、「創業支援事業計画」を策定し、産業競争力強化法に基づく国の認定を受け、創業支援のワンストップ相談窓口を設置したところであります。

今後、商工会や市内金融機関等と連携し、創業者への支援を行ってまいります。

次に、観光事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日まで開催されました。4月9日には満開の桜が咲き誇る中、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに1万7,000人余りが訪れ、にぎわいを見せたところであります。

いよいよこれから、夏の観光シーズンが始まります。あさひ砂の彫刻美術展は、旭文化の杜公園ふれあい広場を会場に7月16日から8月7日まで、旭市いいおかYOU・遊フェスティバルは、7月30日、31日に、旭市七夕市民まつりは、8月6日、7日に開催が予定されております。なお、ミス七夕コンテストは7月16日に行われる予定であります。

海水浴場については、7月9日から8月21日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月16日から8月28日までの44日間開設する予定であります。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、観光客が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

このほか、7月23日には、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が、8月11日には、復興イベントが、矢指ヶ浦海水浴場で開催されます。

それぞれのイベントに、より多くの市民、観光客に参加いただけるよう、PRに努めてまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

昨年10月17日に開業した道の駅季楽里あさひについては、好評をいただいております。3月末までの半年間の来場者は58万8,000人と計画を上回る実績で、観光や交流の拠点としてのにぎわいを見せております。

今後も「重点道の駅」としての利点を活かしながら、より一層のPRに努めてまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、市が後援する旭市雇用対策協議会主催により、4月26日に初めての開催をいたしました。この事業は、来春卒業予定の近隣高校生に地元企業をPRする

ことにより、人材確保につなげるために行うもので、266名の高校生の参加がありました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

体育施設の月曜開放については、本年も8月の5日間、試験的に行うこととしました。対象となる施設は、飯岡地域の体育館と野球場、庭球場に、干潟地域の野球場と庭球場を合わせた5施設で、広報紙と市のホームページで市民へ周知し、今月から予約を受け付けております。

また、平成9年にオープンした旭市総合体育館の利用者が、今月中には、200万人に達する見込みですので、その際には、記念セレモニーを行う予定であります。

次に、社会福祉について申し上げます。

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金については、6月2日に2,100件の給付を行ったところであります。

なお、申請受け付けの期限は、8月10日となっておりますので、今後も適正な処理と、申請漏れがないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

4月1日に旭中央病院は地方独立行政法人として新たなスタートを切ることができました。

地方独立行政法人としてのメリットを最大限に発揮して、経営基盤のさらなる向上と、地域住民の健康維持、増進に寄与することを期待するとともに、ますます発展させていただきたいと思います。

今後も、病院の経営状況につきましては、評価委員会の評価結果の報告等により、議員をはじめ市民の皆様に周知してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

旭市の教育に関する大綱については、第3回総合教育会議において、「～旭に学び、育ち、旭を誇りに思うひとづくり～」を基本理念として策定いたしました。今後は、この大綱を教育の柱として、教育委員会と連携し、教育行政の充実に取り組んでまいります。

小・中学校の再編については、少子化が進む中、避けては通れない問題であるため、教育委員会において「旭市学校のあり方検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模、適正配置等について検討を進めていくことといたしました。

次に、学校教育について申し上げます。

旭市における本年度の学校教育指導の指針については、「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力」を～といたしました。

この実現に向けて、特別に支援を要する児童・生徒のための支援や個に応じたきめ細かな指導を行うため教諭補助員を、本年度から1名増員し、全20校に26名を配置いたしました。また、ALTについては、市内中学校5校へ6名を配置、学校図書館司書については、4名を市内全ての小・中学校へ巡回配置し、英語教育や読書活動の充実などの取り組みを進めてまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成27年度において、45件、合計2,250万円を支給しました。これによる実転入者は120人でした。

制度を開始した平成25年度からの3年間の累計では、129件、実転入者は、333人となっております。今後も様々な定住促進策を広くPRしていくことにより、移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月4日、5日に田植えイベントを開催いたしました。

東京、埼玉、葛南地域などから、125家族、440名の参加者があり、大原幽学先生ゆかりの水田で、田植えを行い、米作りの難しさや楽しさを体験していただきました。また、当日は、大原幽学先生を紹介する紙芝居の上演や性学もちの試食なども行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、8月2日から4日までの3日間、海上地域の3小学校から児童30名が長野県茅野市を訪問いたします。また、沖縄交流事業については、6月30日から7月2日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問いたします。中城村からは11月17日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっており、これらの事業を通じてより広い視野を持てる児童が育つことと、相互の風土や歴史文化について理解を深め、良好な友好関係を築き、豊かな人間性や社会性が養われることを期待しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第一中学校校舎大規模改造工事については、5月26日に建築工事の一般競争入札を行い、契約の相手方が決定したことから仮契約を締結したところであります。

旧飯岡中学校校舎解体工事については、5月末に解体工事を完了したところであり、今後この跡地利用について検討してまいります。

屋内運動場防災機能強化工事については、飯岡小学校と嚶鳴小学校が3月に着工し、8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

次に文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月11日に開催を予定しており、21団体177名の参加申し込みがありました。

「あさひ輝いた人々」編さん委員会については、郷土の発展に尽力された方々を後世に伝えていくための史料として編さんすることを目的として設置し、5月に第1回目の会議を開催いたしました。成人はもちろんのこと、中学生などにも興味を持ってもらえるような内容とし、幅広く活用できるよう編さんしたいと考えております。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

旭市の魅力をPRするため「あさピー」は、市内外の各種イベントに積極的に参加しております。

「あさピー」は道の駅で販売される多くの商品に活用され、地元での人気は、徐々に上がっておりますが、今後もデザインを民間へ無償で提供し、様々な場面で活用いただくよう努めてまいります。また、7月22日から10月24日まで、インターネット投票で競われる「ゆるキャラグランプリ2016」にもエントリーいたしました。今後も引き続きPR活動を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、用地交渉を行っているところで、今年度は、一部区間について、工事着手する予定であります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、一部完成区間において通行を開始しているところでありますが、引き続き用地交渉を進め、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地域の（仮称）横根三川線と旭地域の（仮称）椎名内西足洗線の設計業務が終了いたしました。今後は、関係機関と協議を行い、用地交渉を進め、早期完成に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、平成27年度末に最後の区域となるロの新田地区3.8ヘクタールが新たに供用開始区域となり、事業認可区域202ヘクタール全ての面整備事業が完了いたしま

した。今後も水洗化率の向上に向けて、引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

きれいな旭をつくる運動については、きれいな旭をつくる会を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動をはじめ各種事業を実施しているところであります。

5月29日に実施しました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、14トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の候補地として、現在、環境調査等を実施しております。この調査結果を踏まえ、施設計画や環境対策等をまとめ、今年度中に計画地周辺の地元住民の同意が得られるよう取り組んでまいります。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害時における物資供給に関する協定については、6月2日に、「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」及び「一般社団法人日本福祉用具供給協会」との間において締結いたしました。

「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」は、大規模災害時に避難所等に畳を贈る活動をしている、449の畳店で組織する全国規模のネットワークでありまして、「一般社団法人日本福祉用具供給協会」は、福祉用具供給事業者に関する唯一の広域社団法人であります。この協定締結により災害時に避難所等のよりよい環境を整えるため、畳や介護ベッド、車いすなど福祉用具の供給を、優先的に受けることが可能となりました。

築山整備事業については、津波避難対策の一環として日の出保育所西側の整備に向け、事業を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

本庁舎建設地については、旭文化の杜公園を建設候補地として、都市計画変更に係る手続

きの早期完了を目指し、県と調整を行い、議会や市民の理解を得ながら関係業務に取り組んでまいります。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野忠作） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（平野忠作） 日程第 9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） それでは、議案第 1 号及び議案第 4 号から議案第 7 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億200万円を追加し、予算の総額を291億7,200万円とするものです。

2 ページと 3 ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。また、5 ページと 6 ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、これも説明は省略しまして、7 ページの歳入からご説明いたします。

14款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 9 億200万円の追加は、説明欄 1、飼料用米等流通加速化事業費補助金144万9,000円及び説明欄 2、産地パワーアップ事業費補助金 3 億376万2,000円並びに説明欄 3、畜産競争力強化対策整備事業費補助金 5 億9,678万9,000円を新規に計上するものです。内容につきましては、歳出で説明させていただきます。

それでは、8 ページの歳出をお願いいたします。

今回、補正をお願いする事業は、6款1項農業費の3事業で、いずれも新規事業として全額県費で行うものであります。

まず3目農業振興費3億521万1,000円の追加のうち、説明欄1、飼料用米等流通加速化事業144万9,000円は、飼料用米等の流通体制の整備や低コスト化を図るための機械導入費の一部を補助するものであります。

説明欄2の産地パワーアップ事業3億376万2,000円は、高収入な作物及び栽培体系への転換を図るため、ちばみどり農協が行う集出荷施設の再整備費用の一部を補助するものであります。

次に、4目畜産振興費5億9,678万9,000円の追加は、説明欄1、畜産競争力強化対策整備事業で、内容は、畜産農家に対し収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備費の一部を補助するものであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりました、続いて議案第4号から議案第6号について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、まず議案第4号について申し上げます。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいませ。

取得する財産は、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台で、金額は3,759万4,420円、相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部部长、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年4月25日に公告し、5月16日まで入札書の受け付けを行ったところ、8者から入札書の提出がございました。

5月17日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月24日、納入期限は11月30日であります。

なお、予定価格は3,810万2,400円、落札率は98.67%でありました。

続いて、議案第5号について申し上げます。

やはり裏面をご覧くださいきたいと思います。

取得する財産は、はしご付消防自動車1台で、金額は1億9,894万7,200円、相手方は、東

京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部部長、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年5月9日に公告し、5月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

5月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、納入期限は12月28日であります。

なお、予定価格は2億109万6,000円、落札率は98.93%でありました。

続いて、議案第6号について申し上げます。

取得する財産は、高規格救急自動車1台で、金額は3,257万6,280円、相手方は、匝瑳市上谷中2211番地22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店店長、磯野弘幸であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年5月9日に公告し、5月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

5月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、納入期限は平成29年1月31日であります。

なお、予定価格は3,782万1,600円、落札率は86.13%でありました。

以上で、議案第4号から議案第6号についての補足説明を終わります。次に、議案第7号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

工事の名称は、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は3億6,072万円、契約の相手方は、旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店代表取締役、伊藤晃であります。

入札の経過を申し上げます。

平成28年4月14日に入札の公告を行い、5月6日まで入札参加資格申請の受け付けを行ったところ6者から申請があり、全て資格要件を満たしておりましたので、この6者による入札書の受け付けを5月10日から25日まで行いました。

このうち4者から応札があり、5月26日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内で最低

の価格で入札した株式会社伊藤工務店を契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、工事の期限は平成29年8月31日であります。

なお、予定価格は4億4,992万8,000円、最低制限価格は3億5,994万2,400円、落札率は80.17%でありました。

以上で、議案第7号について説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 5分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第8号、議案第9号について、補足説明を求めます。総務課長、ご登壇ください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第2号、8号及び9号につきまして補足説明を申し上げます。

最初に、議案第2号でございます。

旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例改正の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部改正によりまして、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改められましたことから、条例中で規定する市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

改正する部分、下線を引いてございますので、そのところをご覧いただきたいと思います。

まず第4条になります。4条の改正は、第2号アでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用契約をした場合におきまして、運転業務に従事する者に対して支払うべき報酬の限度額、こ

れを1万5,300円から1万5,800円に改めるものでございます。

また、第2号イでは、2ページになります。選挙運動用自動車に供給した燃料代の限度額を7,350円から7,560円に改めるものです。

第6条及び第8条の改正は、選挙運動用ビラ1枚当たりの単価を7円30銭から7円51銭に改めるものでございます。

なお、選挙運動用ビラの頒布は、公職選挙法におきまして市の選挙においては市長選挙のみ認められておりまして、よって選挙運動用ビラの公費負担は、市長選挙における候補者のみに認められた制度となっております。

3ページをお願いいたします。

第9条の改正は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を510円48銭から525円6銭に、基本額を30万1,875円から31万500円に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号です。

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現職の辞職の申し出に伴いまして後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方、旭市関戸795番地16の渡邊満氏、生年月日は昭和33年1月2日でございます。本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方です。

なお、渡邊氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格条項については、いずれも該当しないことを申し添えたいと思います。

続きまして、議案第9号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となります。後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員に任命したい方は、旭市鎗木2817番地にお住まいの鎗木俊一氏、昭和28年1月2日生まれの方でございます。

なお、鎗木氏は、同法に規定する欠格条項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼

業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 浪川勝子 登壇）

○健康管理課長（浪川勝子） それでは、議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市医師会と匝瑳医師会が平成28年4月1日に合併いたしまして、旭匝瑳医師会が発足したことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の4ページご覧ください。

第3条第2項の改正は委員の委嘱です。（2）の「社団法人旭市医師会長」と（3）の「社団法人旭市医師会から推薦された医師」、これを「一般社団法人旭匝瑳医師会（以下「医師会」という。）の役員のうちから医師会長が推薦した者」、それと「医師会から推薦された医師」に改正するものでございます。

附則は、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） それでは、議案第10号、第11号、第12号について補足説明申し上げます。

最初に議案第10号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

それでは、お配りしてあります旭市税条例新旧対照表（第1条関係）をお願いします。

5ページをお開きください。

第18条の3、納税証明事項及び第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金については、地方税法の改正による文言の整理でございます。

次に、6 ページをお開きください。

第34条の4、法人税割の税率については、法人税法の改正に伴う法人税割の税率が引き下げにより改正するものです。

次に、7 ページをお開きください。

第43条から11ページの第50条までは、地方税法及び法人税法改正に伴い、延滞金の計算の基礎控除期間の新設及び文言の整理であります。

次に、13ページをお開きください。

第56条、15ページの第59条については、地方税法改正により固定資産税の非課税範囲及び適用を受けなくなった場合の規定を追加するものです。

第80条、軽自動車税の納税義務者等から24ページの第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等については、環境性能割について規定し、軽自動車税を種別割に名称変更を行うものです。

次に、16ページにお戻りください。

第81条、軽自動車税のみなす課税については、みなす課税について規定するものです。

次に、17ページをお開きください。

第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、緊急用のものに対しては軽自動車税を課さない。

次に、24ページをお開きください。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、地方税法改正により読み替え適用されるものです。

次に、25ページをお開きください。

附則第10条の2及び26ページの第10条の3については、地方税法の改正に併せて条例で定めるものです。

次に、27ページをお開きください。

附則第15条の2から附則第15条の6については、軽自動車税の環境性能割について新たに加えるものです。

次に、28ページをお開きください。

その下の附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の延長及び種別割に名称変更するものです。

次に、31ページをお開きください。

附則第6条については、地方税法の改正に併せて種別割に名称変更等の規定を整備するものです。

次に、33ページをお開きください。

附則第5条、市たばこ税に関する経過措置については、市税条例の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第11号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の41ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第10号と同様に地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行ったものです。

第2条、納税義務者等については、課税標準となるべき価格に、第34項の規定の適用を新たに加えるものです。

附則第6項として、わがまち特例の割合を定めるものです。

附則第7項から42ページの第10項までは地方税法の一部改正により改正するものです。

次に、43ページをお開きください。

附則第11項から46ページの第17項までは項ずれで生じたものであり、また附則第12項から16項までは、地方税法の一部改正により改正するものです。

続きまして、議案第12号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案第10号、議案第11号と同様に地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものがあります。

新旧対照表の47ページをお開きください。

第23条第2号関係は5割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を26万円から26万5,000円に引き上げるものです。

次に、下のほうですが、同条第3号関係は2割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を47万円から48万円に引き上げるものです。

以上で、議案第10号から議案第12号までの補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

まず報告第1号は、平成27年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありまして、繰越明許費として、平成27年度一般会計補正予算第3号及び第4号において、設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で15事業ございます。

まず2款1項総務管理費の電算システム運用事業は、マイナンバー制度に伴う情報セキュリティ強化と子ども・子育て支援の電算システム改修業務に関するものです。これは、国の補助金の交付決定が平成28年3月となったことで、業務完了に必要な期間の確保ができなかったため3,748万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年2月を予定しております。

次の3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、マイナンバー制度に伴う通知カード・個人番号カードの発行等関連業務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金で、これは国の平成27年度補正予算事業であったことから1,610万円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次に、3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業は、所得の低い高齢者を対象にした年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給業務に関するもので、これは国の平成27年度補正予算事業であったことから2億991万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の3項児童福祉費の民間教育・保育施設改築等事業は、あさひこひつじ幼稚園認定こども園整備事業に対する補助金で、基礎工事の再設計に不測の日数を要したため1億1,320万3,000円を繰り越したものですが、工事は平成28年5月20日に完了しております。

次の6款1項農業費の畜産競争力強化対策整備事業は、畜産経営の収益性向上などを目的とした牛舎等の整備に対する補助金で、県の事業計画の承認に不測の日数を要したため、3,710万円を繰り越したものですが、工事は平成28年5月31日に完了しております。

次の2項林業費の保安林植栽事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、適正な工期

が確保できないため工事費520万円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年7月を予定しております。

次の7款1項商工費の観光資源創出プロモーション事業は、県が実施する高速バス実証運行事業への負担金と旭市への来訪者に対する宿泊費等の一部助成です。これは、国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金活用事業であったことから304万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年12月を予定しております。

次の8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、調査・設計委託料で1路線、道路改良工事と道路排水整備工事などで9路線の事業費です。これは、道路の境界確定や関係機関との協議に不測の日数を要したため7,277万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、既設水道管の移設に不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため2,327万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年7月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、土地と家屋の補償に関するものです。関係機関との協議に不測の日数を要したため7,719万円を繰り越したものですが、平成28年5月31日に完了しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、ほかの事業との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため3,687万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため5,328万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の9款1項消防費の消防庫整備事業は、第4中隊第2分団第2部平松地先と第5中隊第1分団第1部萬歳地先の消防庫の改築工事です。これは、二度にわたる入札不調により年度内での適正な工期が確保できなかったため2,245万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の10款2項小学校費小学校大規模改造事業は、国庫補助金が前倒しで採択されたことに伴う飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事です。年度内での適正な工期が確保できなかったため1億848万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の３項中学校費飯岡中学校改築事業は、校舎の移転後に着手した解体工事で、年度内の適正な工期が確保できなかったため5,400万円を繰り越したものでありますが、工事は平成28年５月31日に完了しております。

続きまして、報告第２号、平成27年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

この計算書は、平成27年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰り越したもののについて、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告するものであります。

まず８款２項道路橋梁費の一番上になります。道路新設改良事業の調査・設計委託料は、飯岡地区八軒町地先の道路詳細設計・測量業務です。これは、境界査定や関係機関との協議に不測の日数を要したため432万円を繰り越したもので、事業の完了は７月を予定しております。

次の道路新設改良事業の道路改良工事は、岩井地先と三川地先の２路線の道路改良工事です。これは、斜面崩落や排水対策などの対応に不測の日数を要したため2,269万2,360円を繰り越したもので、事業の完了は７月を予定しております。

次の道路新設改良事業の道路排水工事は、岩井地先の道路排水整備工事です。これは、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,115万3,960円を繰り越したもので、事業の完了は８月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、東町地先の地域排水工事です。湧き水などへの対応に不測の日数を要したため、工事費2,766万960円を繰り越したもので、事業の完了は６月を予定しております。

最後の蛇園南地区流末排水整備事業は、軟弱地盤の影響調査や工法の検討などに不測の日数を要したため、調査・測量委託料111万7,800円を繰り越したもので、事業の完了は６月を予定しております。

以上で、報告第１号及び報告第２号の説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の説明は終わりました。

報告第３号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 報告第３号、専決処分の報告について補足説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分を

しましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件１でございます。

平成26年３月18日、旭市イ地先における市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年４月24日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでございます。以下同様となります。

案件２は、平成27年７月28日、いいおかふれあいスポーツ公園での草刈り作業中に小石がはね、車両後部座席の窓ガラスが破損した自動車物損事故で、同年８月18日に専決しております。

案件３は、平成27年７月５日、旭市米込地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年８月25日に専決しております。

案件４は、平成27年７月５日、旭市米込地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年９月４日に専決しております。

案件５は、平成27年７月２日、旭市琴田地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、ホイール、サスペンションが破損した自動車物損事故で、同年10月１日に専決しております。

案件６は、平成27年８月29日、長生郡一宮町一宮地先における市有自動車の看板への接触による物損事故で、同年11月２日に専決しております。

案件７は、平成27年10月22日、クリーンセンター焼却施設プラットホーム内でのクレーン接触による自動車物損事故で、平成28年２月５日に専決しております。

案件８は、平成27年12月29日、旭市イ地先における市有自動車のブロック塀への接触による物損事故で、平成28年３月17日に専決しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長の説明は終わりました。

報告第４号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 浪川 昭 登壇）

○行政改革推進課長（浪川 昭） 報告第４号、専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市が当事者である１件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することについて、平成28年２月及び平成28年３月に専決処分した

ので、議会へ報告するものであります。

本件は、学校給食費と市営住宅家賃の支払い請求に関するものです。

訴え提起の理由としては、相手方の滞納に対し、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。これに対して相手方から督促異議の申し立てがあったものです。

民事訴訟法第395条の規定では、督促異議の申し立てがあった時は訴えの提起があったものとみなすことから、通常の手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容等は記載のとおりでございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時36分